

令和6年函審第14号

裁 決

遊漁船A防砂堤衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官高木省吾出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和6年8月18日03時56分

北海道石狩湾港

2 船舶の要目

船 種 船 名 遊漁船A

総 ト ン 数 6.2トン

登 録 長 11.62メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 264キロワット

3 事実の経過

(1) Aの構造及び設備等

Aは、平成14年12月に進水し、最大搭載人員が旅客12人及び船員2人のFRP製遊漁船で、船首から、船首部甲板、同甲板上に船尾方に出入口を設けた前部客室、船体中央部やや船尾寄りに操舵室、同室後部に連続して後部客室及び船尾部甲板並びに操舵室及び前後部各客室の両舷側壁に沿ってベンチ、ベンチと各舷側間に通路を配し、操舵室には、前面に窓枠によって3分割された旋回窓を装備する窓ガラス、前部中央に舵輪、その左舷側にレーダー、自動操舵装置及び魚群探知機、前方に磁気コンパス、右舷側にGPSプロッター、機関遠隔操縦装置及び機関回転計、後方に腰掛け台がそれぞれ設置されていたほか、遠隔操舵及び機関遠隔操縦両装置を組み込んだ延長コード付きのコントローラー（以下「リモコン」という。）を備えていた。

(2) 石狩湾港の状況

石狩湾港は、石狩川河口南西方約4.5海里に位置し、北海道の物流拠点として整備され、北西方に開いた埋立て・堀込式港湾で、港内には、中央部の中央ふ頭から花畔ふ頭及び樽川ふ頭に至る水路、同水路西側に西ふ頭、同ふ頭西部から317度（真方位、以下同じ。）方に200メートル延びる防砂堤、その西方1,400メートルのところに同方向に400メートル延びる西防砂堤がそれぞれ築造され、同防砂堤先端には、毎4秒に赤色1閃光を発する簡易標識灯が設置されていた。

(3) 受審人の経歴等

a 受審人は、（一部省略）平素、夜間に港口に向かう際には、港内に設置された航路標識を目測して相対位置関係を把握し、防砂堤

北西方沖合 200 メートルを航行していた。

(4) 本件発生に至る経緯

Aは、a 受審人が 1 人で乗り組み、釣り客 4 人を乗せ、遊漁の目的で、船首 0.6 メートル船尾 1.3 メートルの喫水をもって、令和 6 年 8 月 18 日 03 時 35 分石狩湾港の係留地を発し、同港西方沖合の釣り場に向かった。

これより先、a 受審人は、02 時 30 分起床し、腹痛を覚えたことから鎮痛剤を服用し、腹痛は治まらなかったものの係留地に向かい、03 時 35 分に発航したもので、発航時、体調不良の状態であった。

a 受審人は、石狩湾港中央部の水路を北上し、ノースアップ表示で 4 海里設定とした GPS プロッターを作動させ、舵輪後方で立った姿勢で操船に当たり、03 時 49 分半僅か前石狩湾港中央ふ頭 L N G 栈橋シーバース灯（以下「シーバース灯」という。）から 205.5 度 1,200 メートルの地点で、針路を西ふ頭北東方沖合に向く 291 度に定め、機関を微速力前進の回転数毎分 600 にか、4.0 ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手元に置いたりモコンで手動操舵によって進行し、03 時 51 分半少し前シーバース灯から 216.5 度 1,240 メートルの地点に至り、針路を港口に向けるつもりで、左舵を取って緩やかな左転を開始した。

緩やかな左転を開始したとき a 受審人は、防砂堤まで 590 メートルのところとなり、その後同防砂堤に向かって接近する状況であったが、港口に向かっていると思い、港内に設置された航路標識を目測して防砂堤との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして a 受審人は、緩やかに左転しながら防砂堤に向かって接

近していることに気付かないまま続航し、03時56分シーバース灯から226.5度1,720メートルの地点において、Aは、船首が208度を向いたとき、原速力のまま、その船首部が防砂堤の東岸中央部付近に衝突した。

当時、天候は晴れで風はほとんどなく、潮候は上げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

a 受審人は、負傷者の有無及び船体の損傷の程度を確認し、自力で航行して係留地に向かい、着岸後自ら119番通報した。

衝突の結果、球状船首に凹損を生じ、釣り客1人が左後頭骨骨折等を負った。

(原因及び受審人の行為)

本件防砂堤衝突は、夜間、石狩湾港において、同港西方沖合の釣り場に向けて航行する際、船位の確認が不十分で、防砂堤に向かって進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、石狩湾港において、同港西方沖合の釣り場に向けて航行する場合、防砂堤に向かって接近することのないよう、港内に設置された航路標識を目測して同防砂堤との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、港口に向かっており、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、緩やかに左転しながら防砂堤に向かって進行して同防砂堤に衝突する事態を招き、船体に損傷を生じさせ、釣り客1人を負傷させるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和7年4月16日

函館地方海難審判所

審判官 菅 生 貴 繁